

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地		
宇都宮メディア・アーツ専門学校		昭和56年3月30日		薄羽 正明		〒 320-0806 (住所) 栃木県宇都宮市中央1丁目10番12号 (電話) 028-610-7070		
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地		
学校法人宇都宮美術学院		昭和57年3月29日		清水 崇司		〒 320-0806 (住所) 栃木県宇都宮市中央1丁目10番12号 (電話) 028-610-7070		
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度	
文化・教養	文化教養専門課程		放送・映像・音響科		平成29(2017)年度	-	-	
学科の目的	映像・放送・音響業界に必要とされるスキルを身に着け目標を高く持たせ現場スタッフとして即戦力となる人材育成をする事を目標とする。							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	【主な教育内容】 テレビやライブイベントをかたちづくる大きな要素の映像と音響を2つの柱として学びます。専門的なカメラを使う「撮影技術」映像作品に仕上げる「編集技術」ドラマやドキュメンタリーを作る上での構成から一連の流れを学ぶ「映像制作」、ライブイベントに必要なPA技術を身につけるための音響機材の取り扱いや、ライブイベントの企画運営を学生主体で行う「コンサートスタッフ」など、業界の先生方から直接指導を頂き、本物の現場で学べるのはメディア・アーツ専門学校だけです。日々変化しつつあるエンターテインメント業界に対応した授業展開をしています。【取得可能資格】JPPA検定、ProTools技術認定試験、舞台・テレビジョン照明技術者技能認定試験・Photoshopクリエイター能力認定試験							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		2,072 単位時間 - 単位	224 単位時間 - 単位	1,848 単位時間 - 単位	- 単位時間 - 単位	- 単位時間 - 単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)	中退率		
60 人	62 人		0 人		0 %	1 %		
就職等の状況	■卒業者数(C)		25 人					
	■就職希望者数(D)		24 人					
	■就職者数(E)		21 人					
	■地元就職者数(F)		16 人					
	■就職率(E/D)		88 %					
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		76 %					
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		84 %					
	■進学者数		0 人					
	■その他							
	未就職者3名は就職活動中であり、1名は家事手伝いである。 (令和 5 年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報) ■主な就職先・業界等 (令和5年度卒業生) 映像制作会社、写真撮影会社、舞台音響会社							
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: - 受審年月: - 評価結果を掲載したホームページURL -				無			
当該学科のホームページURL	https://media-arts.ac.jp/audiovisual/							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A: 単位時間による算定)							
	総授業時数				1,960 単位時間			
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数				- 単位時間			
	うち企業等と連携した演習の授業時数				112 単位時間			
	うち必修授業時数				1,960 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数				- 単位時間			
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数				112 単位時間			
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)				- 単位時間			
	(B: 単位数による算定)							
	総単位数				- 単位			
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数				- 単位			
	うち企業等と連携した演習の単位数				- 単位			
うち必修単位数				- 単位				
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数				- 単位				
うち企業等と連携した必修の演習の単位数				- 単位				
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)				- 単位				
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)				1 人			
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)				1 人			
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)				0 人			
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)				0 人			
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)				1 人			
	計				3 人			
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				2 人			